江田島市男女共同参画基本計画
（概要版）

平成１９年３月

江　田　島　市

男女共同参画社会の実現に向けて

わが国が世界に開かれた文化国家として，持続的に発展していくにあたって，「男女共同参画社会の実現」は，21世紀の最重要課題として位置づけられています。

本市においても，性別によって役割を固定化する意識や慣行が根強く残っており，過疎化，少子・高齢化が急速に進行するなか，本市が今後とも地域社会の安定を維持し，活力を増進していくためには，生活や生産，保健福祉・文化活動等社会のあらゆる分野で女性の果たす役割を高め，男女が共に能力を十分に発揮できる，元気で開かれた地域社会を形成していくことが重要です。

江田島市は，『自然との共生・都市との交流による「海生交流都市」えたじま』を都市像として掲げ，その実現を目指し，まちづくりを推進しています。

「日本国憲法」における基本的人権の享有と個人の尊重，法の下での平等を基本とし，すべての住民が社会の構成員として，自らの意思で社会のあらゆる活動に参画できる機会が確保され，男女が平等に豊かに暮らすことのできる男女共同参画社会の実現を目指していくことは，本市の都市像を実現していくことにもつながります。このため，地域社会が一体となって男女共同参画社会の実現に取り組むために「江田島市男女共同参画基本計画」を策定しました。

江田島市における男女共同参画の現状

男女の社会的な地位の平等について「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と「男性の方が非常に優遇されている」を合わせて男性が優遇されていると考えている人の割合をみると，「社会通念，慣習，しきたりなどで」が約63%で最も割合が高く，次いで「政治の場で」約53%，「家庭生活で」約49%，「職場で」約44%，「法律や制度の上で」約35%，「地域活動の場で」約32%などの順になっています。これらの項目を総合的に判断した「社会全体で」は58.2%になっており，江田島市において男性が優遇されている社会であると考えている人が約６割です。

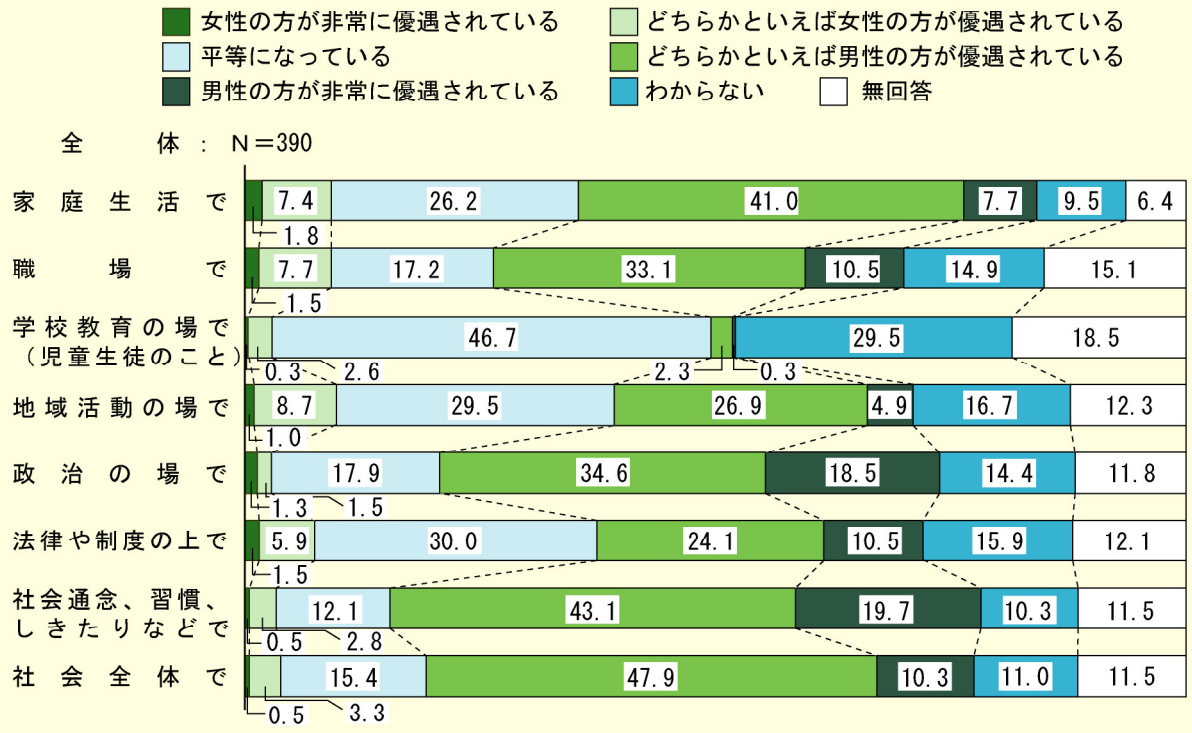

資料：人権推進室「男女共同参画に関するアンケート調査結果（20歳以上の市民の方）」（平成18年）

男女共同参画基本計画について

1 計画の位置づけ

- 「男女共同参画社会基本法」第14条第３項に基づく「市町村男女共同参画社会計画」です。
- 「江田島市長期総合計画」の個別計画として，男女共同参画社会の実現に向けた本市の基本的な考え方や施策の方針を示すものです。
- 行政，市民，事業者等が一体となって男女共同参画社会の実現に取り組むための指針となるものです。

2 計画の期間

- この計画は，平成19年度を初年度として，平成28年度までの10年間の計画とします。
  なお，社会経済状況やこの計画の進捗状況に応じて，計画期間中であっても適宜計画の見直しを行います。

3 計画の体系

男女共同参画社会の実現に向けて、次のような３つの基本目標と施策を掲げています。

- **1 男女共同参画を推進する仕組みづくり**
  - 固定的な男女の役割分担意識の変革
  - 男女共同参画を推進する教育・学習の機会充実
  - 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
  - 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇改善の理解
- **2 職場・家庭・地域社会における男女共同参画の実現**
  - 就労環境の整備の促進
  - 地域社会における男女共同参画の推進
  - 家庭生活における男女共同参画の推進
  - 育児期等における条件整備
  - 女性の介護負担の軽減と高齢者等が安心して暮らせる条件整備
  - 国際感覚の育成と交流の推進
- **3 女性の人権が尊重され能力発揮できる社会の実現**
  - 女性の人権の尊重
  - 生涯を通じた健康支援

男女共同参画社会の実現に向けての施策

1 男女共同参画を推進する仕組みづくり

固定的な男女の役割分担意識の変革

○啓発活動の推進
○情報提供の充実
○男女共同参画の視点に立った表現の徹底
○関係資料の充実
○職員研修の推進

男女共同参画を推進する教育・学習の機会充実

○男女共同参画の視点に立った教育の推進
○男女共同参画に関する教職員研修の充実
○キャリア教育の充実
○生涯を通じた学習機会の提供
○男女共同参画に関する学習の情報提供及び相談体制の充実
○男女共同参画に関する啓発活動の担い手となる人材の育成

政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

○審議会，行政委員会等への女性登用の推進
○補助金交付団体に対する役員の女性登用の働きかけ
○女性の人材育成と登録の充実
○女性職員の職域の拡大
○女性職員の管理，監督者への登用の推進
○女性職員の方針決定の場への参画促進

雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇改善の理解

○事業者に対する法制度の遵守に関する啓発の推進
○雇用等に関する法制度の学習の場の提供
○働いている女性への支援の充実

2 職場・家庭・地域社会における男女共同参画の実現

就労環境の整備の促進

○男女共同参画に関する研修の支援
○事業者や就業者への啓発
○自営業における女性の地位向上、女性の能力向上の支援
○自営業を営む女性のネットワークづくり
○女性の再就職、多様な働き方、女性の起業に対する支援
○育児休業制度・介護休業制度の普及，充実
○相談体制の充実

地域社会における男女共同参画の推進

○男女共同参画に関する情報や学習機会の提供
○地域団体の取り組みの支援
○地域における女性リーダーの育成
○地域活動への女性参加の促進
○勤めている男性への情報や学習機会の提供、勤めている男性の勤務形態の理解と改善

家庭生活における男女共同参画の推進

○啓発活動の推進
○男性の家事・育児への参加の促進・支援
○家庭教育・子育て支援の充実

育児期等における条件整備

○保育サービスの充実
○放課後子どもプランの充実（放課後児童対策の充実）
○子育てサポーターの養成
○地域子育て支援事業等の推進
○地域における子どもの健全育成の促進
○ひとり親家庭に対する相談体制の充実、経済的支援や自立の促進

2 職場・家庭・地域社会における男女共同参画の実現

女性の介護負担の軽減と高齢者等が安心して暮らせる条件整備

○情報及び学習機会の提供
○家族介護者に対する支援
○福祉・介護サービスの充実
○高齢者等の権利擁護の充実
○地域福祉活動の充実

国際感覚の育成と交流の推進

○国際感覚の育成
○男女共同参画に関する国際的な情報の収集，提供
○外国人との交流の推進
○在住外国人の支援

3 女性の人権が尊重され能力発揮できる社会の実現

女性の人権の尊重

○女性に対する暴力の発生防止
○セクシャル・ハラスメント防止対策の充実
○相談体制の充実
○メディアにおける人権の尊重と啓発

生涯を通じた健康支援

○母性保護と母子保健医療の充実
○生涯を通じた健康の保持・増進のための支援
○性に関する教育の充実
○性に関する情報の提供や相談機会の充実
○ＨＩＶ/エイズ等についての正しい知識の普及
○喫煙問題等への対応

重点事業

男女共同参画社会の実現を目指すために，重点的かつ優先的に次の事業に取り組みます。

1 女性ホットライン事業

- 女性が困った時に気軽に相談できる窓口を設置し，相談窓口のＰＲに努めます。
- 相談内容によって各部局が窓口になるため，各窓口で的確な対応が図れるようにするとともに，県等の関係機関との連携を強化します。

2 政策・方針決定過程への女性参画促進事業

- 審議会や委員会等において女性委員がいない委員会をなくすとともに，改選時期には現状より女性の割合が高くなるように女性の登用を推進します。

3 職場における男女共同参画醸成事業

- 男女共同参画に対する啓発，女性職員の登用・職域拡大及び能力開発などの行政における総合的な男女共同参画についての基本方針を策定し，その具体化を計画的に進めます。また，庁舎内における取り組みについて女性職員の意見を定期的に把握し，事業内容の拡充を図ります。
- 商工会等と連携し，事業者，就業者に対する研修会の開催，ＰＲパンフレットの配布等により啓発を推進します。

4 地域における男女共同参画推進事業

- 自治会・女性会等の地域団体と連携して，身近な活動の中での固定的な役割分担の例を紹介するとともにその改善策を示したＰＲパンフレットやポスターを作成し，地域活動における男女共同参画に関する啓発を推進します。

5 男性の自立支援事業

- 男女の固定的役割分担意識を解消し，家事・育児・介護等について，男女がともに連携・協力することを促進するとともに，男性が家事等の生活能力の向上を図ることができる講座を開催します。

6 男女共同参画イベントの開催

- 市をあげて男女共同参画に関する啓発を推進するため，特徴のあるイベントを開催します。このイベントの開催にあたっては，市民，各種団体と連携して企画，運営を行います。

計画推進に向けて

1 推進体制の整備

① 庁内体制の充実

●男女共同参画社会の実現に向けて，関係部局と連携して，本プランを推進するため「江田島市男女共同参画プラン推進会議（仮称）」を設け充実を図ります。

② 計画の実効性の確保と円滑な推進

●計画の実効性を確保していくため，計画の点検・評価・実施体制を確立します。
特に，重点事業の実施にあたっては，人権推進室を中心に関係各課と連携し，事業の円滑な実施と適正な進行管理に努めます。

③ 職員の啓発

●職員一人ひとりが人権に対する認識を深め，男女平等の視点に立って，職務に取り組めるよう，男女共同参画についての研修の充実や啓発に努めます。

2 市民，事業所，団体等との協働による取り組みの推進

① 参加機会の拡充

●地域団体のネットワーク化を検討し，市民参加による幅広い意見聴取を図るとともに，施策への反映に努めます。

② 協働のまちづくりの推進

●自治会等のコミュニティ組織の活動を支援し，市民と行政の協働のまちづくりの推進する中で，本計画を実現します。

③ 事業所，団体等への働きかけ

●事業所，団体等が男女共同参画についての理解を深め，その具体的な実現を図るよう，積極的な働きかけに努めます。

江田島市男女共同参画基本計画（概要版）
発行年月日　平成19年３月
発　　行　江田島市市民生活部市民生活課人権推進室
Ｔ　Ｅ　Ｌ　（代表）42-1126